

## 島原市ウェブページ広告掲載基準

(ウェブ広告のサイズ等)

1 特に指定のない限り、ウェブ広告のサイズ等は次のとおりとする。

(1) バナー広告

ア サイズ 幅180ピクセル×高さ45ピクセル(トップページ下段)

イ 容量 10KB以内

ウ 画像形式 GIF(アニメーション可・透過GIF不可)又はJPEG

(広告掲載の位置)

2 広告掲載する市ウェブページ及び位置は次のとおりとする。

(1) バナー広告 島原市トップページの下段

(2) テキスト広告 現在募集なし

(リンク先の設定)

3 ウェブ広告には、広告主が指定するウェブページのURLをリンク先として設定する。ただし、次に掲げるウェブページは、リンク先として指定できないものとする。

(1) 島原市広告掲載基準に適合していないウェブページ

(2) ウェブ広告と内容が対応していないウェブページ

(3) 主に外部のウェブサイトへのリンクで構成されているウェブページ。ただし、地域情報などをテーマにした情報ウェブページで、営利を目的としていないものは、この限りでない。

(広告主の表示)

4 ウェブ広告は、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(広告掲示しないウェブ広告)

5 次に掲げるウェブ広告は、閲覧者が市の情報と混同する恐れがあるため、広告掲示しない。

(1) 市ウェブページのコンテンツと酷似したウェブ広告

(2) 閲覧者が市の事業と誤解しやすいウェブ広告

(バナー広告の代替文字)

6 バナー広告は、その代替文字に該当バナー広告に表示されている広告主の名称、店名等を決定する。

(バナー広告の表現の制限)

7 バナー広告は、その広告の画像に次に掲げる表現は使用できない。

(1) 次に掲げる閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与える恐れがあるもの

ア 操作可能に見えるボタン、メニュー等

イ 入力可能に見えるテキストボックス等

ウ コンピュータの警告音と間違えおそれのあるもの

(2) 極端な色使いのもの又は文字が判読困難なもの

(3) バナー広告に各種効果、修飾等を行うもの